

## 小松市農業委員会農地バンク制度実施基準

小松市農業委員会

### (目的)

第1条 この基準は、小松市農業委員会（以下「本会」という。）が、農地の利用に関する需要を的確に把握し、担い手に情報提供することで、小松市内の農地の有効利用を図り、担い手への農地の利用集積を進めるとともに耕作放棄地の発生を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語は、下記のとおりとする。

- (1) 非個別情報 農地の売り渡しあるいは貸し付けの一方又は双方(以下「売り渡し等」という。)を希望する土地の大字、筆数、区画、地目、地積、希望売り渡し価格並びに希望賃料であって、売り渡し等を希望する者あるいは希望する土地が特定されないもの
- (2) 個別情報 売り渡し等を希望する者の住所、氏名、連絡先電話番号、及び売り渡し等を希望する土地の地番、地目、地積、希望売り渡し価格並びに希望賃料等の売り渡し等希望者及び希望農地等が特定されるもの
- (3) 情報掲載 非個別情報を市の広報紙、ホームページその他の媒体への掲載の外、農業委員会事務局窓口における供覧等広く第三者へ知らせる一切の行為をいう。
- (4) 情報提供 個別情報を特定の相手方に知らせることをいう。
- (5) 農地バンク 農地の売り渡し等希望の個別情報を収集し、情報掲載並びに情報提供するシステム全体をいう

### (農地バンクへの登録)

第3条 農地バンクへの登録を希望する者は、個別情報の全てを農地バンク登録申請書（様式第1号）に記載し農地バンクへの登録を本会会長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、遅滞なく登録の可否等につき奥書し、前項の申請者へ交付するものとするとともに、登録可とした場合には、登録申請のあった個別情報に基づき農業委員会は、速やかに情報掲載を行うものとする。

### (農地のあっせん売買との関係)

第4条 前条の情報掲載が行われた場合でも、農地のあっせん売買その他の農地保有合理化にかかる各種制度の活用を妨げない。

(農地バンク登録基準)

第5条 第3条第1項の登録申請があった場合に、下記に該当する場合を除き登録を認めるものとする。

- (1) 登録申請が農地所有者等真正な権利者以外の者から行われた場合
- (2) 登録申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する者がおり、その者の同意を得られる見込みがないために、農地の権利を移転する手続きを行うことが困難であると認められる場合
- (3) 登録申請の対象農地に、抵当権その他の担保物権等が設定されており、売買その他法律行為が確実に行われると認められない場合
- (4) 登録申請の対象農地が、農振地域内農地でない場合
- (5) 登録申請の希望金額が近傍の農地の取引価格を著しく上回る等担い手への農地の利用集積の観点から掲載がふさわしくないと認められる場合
- (6) その他担い手への農地の利用集積の観点から本会会長が不適切であると認める場合

(掲載情報の利用)

第6条 第3条第2項により情報掲載された非個別情報に適合する買い受け又は貸借の希望を有する者は、農地バンク利用申込書(様式第2号)を本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、前項の申し込みがあった場合には、下記に該当する場合を除き、情報提供するものとする。ただし、本会会長は登録申請の条件その他合理的な理由により、個別情報の情報提供を限定することができる。

- (1) 個別情報を利用して権利を取得する農地を自ら耕作の用に供する見込みがない等農地法第3条その他耕作に関する関係法令の許可を得られる見込みがない場合
- (2) 過去に農地法に違反する申請を行う等個別情報を利用して権利を取得する農地につき、農地として利用しないおそれがあると認められるとき
- (3) その他、本会会長が登録情報の詳細の提供を不相当と認める場合

3 前項の規定に関わらず、農地の担い手への集積あるいは耕作放棄地の発生防止等農地の有効利用に資すると農業委員会会長が判断した場合には、農地保有合理化法人並びに小松市担い手育成総合支援協議会に情報提供することができる。

(個別情報利用による契約の成立)

第7条 前条の規定により個別情報を利用し、売買等が成立した場合には、速やかに、農地法第3条の許可申請その他必要な法的手続きをふまなくてはならない。

(農地バンクへの登録取り消し)

第8条 農地バンクの登録取り消しを希望する者は、個別情報の全てを農地バンク登録取消届出書(様式第3号)に記載し農地バンクへの登録取り消しを本会会長に届け出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、遅滞なく登録を取り消し、取り消し以降情報掲載並びに情報提供を行わないものとする。

(農地バンク制度の利用料)

第9条 農地バンク制度の利用料は、無料とする。

(疑義事項)

第10条 本基準に定めのないものについては、本会会長が別に定める。

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。